

長 建 協 発 第 1 5 2 号
平成 2 7 年 6 月 2 3 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

第 6 5 回「社会を明るくする運動」の実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、法務省保護局では、犯罪や非行を防止するとともに、犯罪等を犯した人達の更正に理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に標記運動を実施しているところであります。

つきましては、活動の周知のための別添リーフレットが同省において作成されましたのでお知らせ申し上げます。

なお、7月は、同運動の強調月間となっておりますことを申し添えます。